

令和2年度 予算要求のポイント

○ブロック塀等関連施策

(1) 道・公園等に面する危険なブロック塀等の撤去補助制度の拡充

・大阪府北部を震源とする地震を機に緊急的に創設した本補助制度を再検討し、更に有効な補助制度とすることで、危険なブロック塀等の解消を目指します。

補助限度額の拡充：15万円→25万円

(2) 診断義務付け道路に面するブロック塀等の対策

耐震診断補償制度の創設

・建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の改正に伴い、防災・減災等に重要な道路である広域・地域緊急交通路の閉塞を防ぐため、沿道に存する一定のブロック塀等に対し、耐震診断及び報告を義務化します。

※耐震診断に要する費用については、一定の範囲内で堺市及び国が負担致します。

撤去補助及び軽量フェンス等新設補助制度創設

・上記の耐震診断において、「地震時に倒壊の危険がある」と判断されたものを対象に、撤去補助及び軽量フェンス等新設補助制度を創設し、沿道の機能確保及び安全確保を促進します。

補助率：4/5

補助限度額：撤去するブロック塀等、新設する軽量フェンス等の規模により上限があります。